

第3節 審 査

1 不当労働行為事件審査

(1) 概 況

令和6年に、当委員会が取り扱った不当労働行為審査事件は1件だった。
最近10年間の年別取扱件数は下表のとおりである。

年別事件取扱件数表

(注) 下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
申立件数	5	3	1	0	0	2	0	0	0	1
取扱件数	7	4	2	0	0	2	1	0	0	1
	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0

(2) 審査の期間の目標の達成状況

ア 審査期間の目標

当委員会では、不当労働行為事件の審査期間の目標を次のとおり定めている。

「1年2箇月とする。ただし、団交拒否事件については、早期終結に努めるものとする。」

イ 審査に要した期間

当委員会が令和6年に取り扱った不当労働行為事件は、同年内に終結し、その審査に要した期間等は次のとおりであった。

事 件 番 号	終結状況	申 立 日 終 結 日	審査日数 審査期間
令和6年（不）第1号	関与和解	令和6年6月12日 令和6年11月7日	149日 (約5か月)

※事件の概要については、「(3) 取扱事件一覧表」および「(4) 事件の概要」に記載している。

ウ 目標の達成状況

上記のとおり、令和6年に取り扱った事件は目標期間内に終結した。

(3) 取扱事件一覧表

(令和6年12月31日現在)

事件番号		令和6年(不)第1号
申立人	名 称	X労働組合
	組合員数	40人
	合同労組	該当
	上部団体 (所属組合)	滋賀県労働組合総連合
被申立人	名 称	Y株式会社
	従業員数	7人
	業 種	製造業
事件発生日		令和5年12月8日
申 立 日		令和6年6月12日
該当条項		労組法第7条第2号
原 因		団体交渉拒否
審査委員		吉田 和宏(審査委員長)、中 睦
参与委員	白木 宏司(労)	
	川西 民雄(使)	
代理人数		(申立人側) 0 (被申立人側) 0
補佐人数		(申立人側) 1 (被申立人側) 0
調査回数		3
審問回数		0
証 人 数		(申立人側) 0 (被申立人側) 0
証 拠 数		(申立人側) 15 (被申立人側) 1
審査計画による 命令交付予定日		—
終 結 日		令和6年11月7日
終結内容		関与和解

(4) 事件の概要

1 申立人 X労働組合

2 被申立人 Y株式会社

3 申立ての概要

申立書によると、令和5年8月10日、A（当時は非組合員であり、同年12月7日にXに加入）は知人に誘われYの取締役役に就任したが、同月29日にYの株主である別の取締役から迫られ、取締役役を退任した。

その後、Aは取締役退任後も一般社員として勤務していたが、しばらくしてYを即時解雇された。Aは在職中の未払い賃金と解雇予告手当の支払いを求めるため、申立人に加入した。

Aの組合加入を受け、Xは同年12月8日付けでYに対し、書面により団体交渉等の申入れを行った。しかし、これに対するYからの回答がないため、12月21日、XはFAXにより再度団体交渉の申入れを行ったが、これに対するYからの回答はなかった。

このため、12月26日、AとXの執行委員長はYの所在地を訪れ、Yの代表取締役社長と面談し、12月29日までに未払賃金等を支払う旨約束させたが、結局約束の期日までに支払われなかった。

それ以降、令和6年1月5日から同年5月1日までの間に、Xは未払賃金の支払いや団体交渉を要求する文書等をYに対し送付または持参した(延べ5回)。

しかし、いずれの団体交渉の申入れに対してもYは対応せず、正当な理由なくXとの団体交渉を拒み続けた。Xは、これらのYの行為が労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、令和6年6月12日、当委員会に対して救済申立てを行った。

4 請求する救済内容

(1) Yは、Xが2023年12月8日付け以降複数回申し入れた、Aへの未払賃金と解雇予告手当の支払いに関する団体交渉に、早急かつ誠実に応じること。

(2) Yは、今後労働組合法第7条第2号に該当する行為を繰り返さない旨の文書をXに手交するとともに、同内容の文書をYの会社正面に掲示すること。

5 該当条項

労働組合法第7条第2号

6 申立日

令和6年6月12日

7 終結日および結果

令和6年11月7日 関与和解（和解認定により終結）

8 委員会の処置

申立てを受けた当委員会は、直ちに調査開始を決定するとともに、審査委員長に吉田和宏会長を、審査委員に中睦委員を選任した。また、白木宏司労働者委員および川西民雄使用者委員から参与の申出があった。

令和6年7月3日に被申立人から、本件申立ての棄却を求める答弁書の提出があった。

審査委員長および審査委員ならびに参与委員により行われた第1回委員協議(同年7月12日開催)および第2回委員協議(同月22日開催)の時点では、被申立人から実質的な答弁内容のある書面が提出されていないことから、先に申立人に対し本事件の前提となる事実関係を明らかにするための求釈明を行うことが確認された。また、被申立人に対しては、先ずは調査への出頭を求め、事件の経緯や事情を聴取することとした。また、調査の際、被申立人には改めて不当労働行為となり得る使用者側の対応について伝え、被申立人に理解させることが重要である旨確認された。

第1回調査は、同年8月27日に当委員会室において両参与委員の出席を求めて開催され、両当事

者に関する事実の確認・主張の整理等が行われ、審査委員長から、先ずは両当事者間での団体交渉を行うよう、両当事者に対し指示された。

第2回調査は同年10月10日に開催され、それに先立つ当事者間の団体交渉（9月18日開催）の結果を踏まえ、本事件の実質的な解決を図るための両当事者の意向が聴取された。その際、組合員Aに対する未払賃金額が確認され、併せて、被申立人が当該未払賃金を10月中に組合員Aに支払うこととし、仮に10月中に支払いが完了しなかった場合は、第3回調査期日において被申立人が未払賃金の残金を持参し組合員Aに対し支払うことが確認された。また、第3回調査において被申立人による申立人への謝罪の意を表する内容を含む和解協定書等を締結することにより本件を終了させることとされた。

第3回調査は同年11月7日に開催され、懸案となっていた被申立人による組合員Aに対する未払賃金については10月末までの支払いが完了しておらず、また第3回調査当日においても、被申立人が未払賃金の残金を用意することができなかったことが確認された。

このため、審査委員長および審査委員により改めて本事件の収束についての両当事者の意向が聴取され、和解による終結に向けての協議が行われた。その結果、両当事者において、被申立人が申立人による団体交渉の申入れに対し誠実に対応しなかったことについて謝罪すること、被申立人が組合員Aに対する未払賃金について11月30日を期限として支払うこと等を主旨とする和解協定書が締結され、本事件は終結した。

（5）再審査申立事件の概要

対象なし

（6）行政訴訟事件の概要

対象なし

2 労働組合資格審査

(1) 概 況

ア 取扱状況

令和6年における労働組合資格審査の取扱件数は2件であり、うち1件は不当労働行為救済申立てのためのものであり、もう1件は委員推薦のためのものであった。法人登記のためのものおよび総会の決議によるものはなかった。

不当労働行為救済申立てのためとは、労働組合が不当労働行為救済申立てを行う際に申請されるものであり、委員推薦のためとは、労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合から申請されるものである。法人登記のためとは、労働組合が組合財産の明確化や保護、または所得税法上の優遇措置等の効果を得るため、法人格を取得する際に申請されるものである。また、総会の決議によるものとは、労働組合法以外の法律で資格審査が必要と定められているため、労働組合が資格審査証明を申請した場合に、総会の決議により行われるものであり、具体的には労働組合が無料の職業紹介事業を行う場合（職業安定法第33条第2項）と無料の労働者供給事業を行う場合（職業安定法第45条、同法施行規則第32条）がある。

年別申請理由別取扱件数表

（注）下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

申請理由 \ 年	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
不当労働行為 救済申立て	4 1	5 1	1 1	0 0	0 0	1 0	1 1	0 0	0 0	1 0
法人登記	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
委員推薦	7 0	2 0	8 0	2 1	4 0	2 0	4 0	0 0	4 0	1 0
総会の決議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11 1	7 1	9 1	2 1	4 0	4 0	5 1	1 0	4 0	2 0

イ 終結状況

審査の結果、労働組合法に適合すると認められたものは1件である。

終結状況表

申請理由 \ 結果	適合	不適合	取下げ	打切り	次年繰越し	計
不当労働行為 救済申立て	0	0	0	1	0	1
法人登記	0	0	0	0	0	0
委員推薦	1	0	0	0	0	1
総会の決議	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	1	0	2

(2) 資格審査一覧表

(注) 従業員数および組合員数は、資格審査申請時点の数字である。

番号	労働組合名	従業員数	組合員数	申請理由	申請年月日	決定年月日	結果
6 ・ 1	X労働組合	※	40	不当労働行為 救済申立て	6.6.27	—	打切り
6 ・ 2	ショット日本労働組合	104	50	委員推薦	6.11.1	6.11.11	適合

(注) 従業員数および組合員数は、資格審査申請時点の数字である。

※は、合同労組であり、組合員が在籍する事業所全体の従業員数は把握されていない。